

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 大阪府豊中市寺内2丁目4番1号

事業者名 北大阪急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 奥野 雅弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通鉄道（その他）	8000形3編成の新造車への更新(時期未定)	なし

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		なし

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・お客様への情報提供 ・乗降介助	・交通エコロジー・モビリティ財団のらくらくおでかけネットにてプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間に関する情報を掲載している。 ・白杖をお持ちのお客様を見かけた際は、お声がけと乗降介助を行っている。介助不要の場合も、可能な限り見守りを実施している。	毎年度継続

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページの活用	ホームページのトップ画面に「バリアフリー設備のご紹介」のページを設けて、都度更新を行っている。	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の接遇に関する民間資格の取得促進 ・ 教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担） ・ 駅や乗務員の講習会等で、設備や機器の操作方法、接遇方法について教育を実施している。引き続き、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を推進する。 	計画通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター、ディスプレイの活用	ポスターや、改札付近の旅客案内情報表示装置（液晶ディスプレイ）、車内案内表示装置（液晶ディスプレイ）で利用者に対する啓発活動を引き続き実施する。	なし

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし

(3) 報告書の公表方法

インターネットの活用(ホームページ)

(4) その他

特になし

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	10 100	8 80	10 編成	0 編成	- 編成	8 編成	6 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	10 100	8 80	10 編成	0 編成	0 編成	8 編成	6 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和5年度）

住 所 大阪府豊中市寺内2丁目4番1号

事業者名 北大阪急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 奥野 雅弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
普通（その他）	8000形3編成の新造車への更新(時期未定)	—

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし		—

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・お客様への情報提供 ・乗降介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通エコロジー・モビリティ財団のらくらくおでかけネットにてプラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関する情報を掲載している。 ・白杖をお持ちのお客様を見かけた際は、お声がけと乗降介助を行っている。介助不要の場合も、可能な限り見守りを実施している。 	—

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページの活用	ホームページのトップ画面に「バリアフリー設備のご紹介」のページを設けて、都度更新を行っている。	—

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の接遇に関する民間資格の取得促進 ・ 教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担） ・ 駅や乗務員の講習会等で、設備や機器の操作方法、接遇方法について教育を実施している。引き続き、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を推進する。 	—

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター、ディスプレイの活用	ポスターや、改札付近の旅客案内情報表示装置（液晶ディスプレイ）、車内案内表示装置（液晶ディスプレイ）で利用者に対する啓発活動を引き続き実施する。	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし

(3) 報告書の公表方法

インターネットの活用（ホームページ）

(4) その他

特になし

II. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通(その他)	10 100	8 80	10 編成	0 編成	- 編成	8 編成	6 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	10 100	8 80	10 編成	0 編成	0 編成	8 編成	6 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	